

答 申 情 第 1 3 1 号
令 和 4 年 3 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年5月20日付け保障第102号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

聴取内容を記録するか否かの判断基準を記す文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第235号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年2月1日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「京都市発達障害者支援センターかがやき利用者が話した事或いは書いた事に対してかがやき職員が要不要を判断する基準を記す公文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年2月12日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市発達障害者支援センターかがやきが相談等の支援を行うに当たって、担当職員が利用者から提供された資料や利用者の発言から得た情報及び所見については、担当職員が必要と判断した情報を記載するものであるため、これらの情報についてどの程度の内容をどのように記載すべきかについては、文書作成主体である担当職員に属するものである。よって、利用者が話したこと或いは書いたことに対して要不要を判断する基準を記した文書は作成していない。

- (3) 審査請求人は、令和3年4月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について
かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ

委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る公文書について

かがやきでは、相談者個々の特性に応じたに支援を行うため、相談者ごとに、「プロフィール票」「個別支援計画書」「相談聞き取り表」等を作成している。

審査請求人は、相談者が話した事あるいは書いた事に対して、かがやき職員が得た情報を記載するに当たり、要不要を判断する基準を記す公文書を開示するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

かがやきが相談等の支援を行うに当たって、担当職員が利用者から提供された資料や利用者の発言から得た情報及び所見については、担当職員が必要と判断した情報を記載するものであるため、これらの情報について、どの程度の内容をどのように記載すべきかについては、文書作成主体である担当職員に属するものである。

したがって、本件請求に係る公文書は作成していないため、不存在による非公開決定をしたものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 先ず、処分庁は本件開示請求文書が何故「存在しない」のかについて理由説明していないので、これは行政手続法8条1項に違反しており、別の審査請求事件に於いても総務省情報公開・個人情報保護審査会が同じ指弾を行っている。

(2) 次いで、本件開示請求文書が「存在しない」経緯であるが、これについて処分庁は2021年3月5日金曜日に行われた口頭意見陳述時に幾らか説明している。しかし、本件請求に係る文書を作成していないのはかがやきであるから、かがやきセンター長に陳述させるよう要求する。

(3) 更に、本件開示請求文書が「存在しない」事は、京都市個人情報保護条例12条1項にも違反している。其れに於いて「個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努め

なければならない」と定められているにも関わらず、かがやき職員は「正確」な情報を書いていないので当該条例に違反している。

- (4) 公文書等の管理に関する法律4条に於いて公文書は「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に「作成しなければならない」と定められているにも関わらず、公文書を裏付ける基準が「存在しない」事は同法上あり得ず、又同法34条に於いて法定範囲は地方公共団体に対しても及ぶので当然京都市も其れに含まれている。
- (5) 「どの程度の内容をどのように記載すべきかについては、文書作成主体である当該職員に属するものである。」と書かれているが、此れは公文書等の管理に関する法律4条に違反している。即ち公文書は「担当職員」が自らの判断に基づいて好き勝手に書ける文書では無く「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、(中略)文書を作成しなければならない。」と法定されているので判断基準は其れであり「担当職員に属するもの」では無い。又同法34条に於いて「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と法定されているので、当然京都市が作成する公文書にも適用されなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が求めている文書は、かがやきにおける支援業務の中で、かがやきの職員がプロフィール票や個別支援計画書などを作成するに当たり、相談者から得た情報のうち、どのような内容を記載すべきかを判断するための基準を記す公文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、上記プロフィール票などは担当職員が必要と判断した情報を記載するものであり、どの程度の内容をどのように記載すべきかについては、文書作成主体である担当職員に属するものであるから、本件請求に係る公文書は作成していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件請求に係る公文書がなぜ存在しないのか理由説明がないとの主張に加え、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、(中略)文書を作成しなければならない。」と規定する公文書等の管理に関する法律第4条の趣旨などからして、上記プロフィール票などは担当職員が自らの判断に基づいて自由に記載できるものではないと主張する。

ウ 一般に、かがやきが行っているような相談業務において、当該業務に従事する担当職員が相談者に関する記録を作成する場合は、当該記録の作成目的に応じて、自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載するものである。

したがって、当審査会は、そのような文書の作成に当たって、何を記載すべきであるかを判断するための基準を定めた公文書が存在しないとする処分庁の主張に特段不合理な点はないと判断する。それゆえ、処分庁が公文書不存在の理由説明を行っていないという審査請求人の主張も認められない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 5月20日 諮問

6月10日 諮問庁からの弁明書の提出

7月12日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 1月28日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）

2月15日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第8回会議）

3月18日 審議（令和3年度第9回会議）

※ 行政不服審査法第34条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）